

権利擁護と成年後見制度

問題 77 「高齢者虐待防止法」、「児童虐待防止法」及び「障害者虐待防止法」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「高齢者虐待防止法」における「高齢者虐待」の定義には、使用者による高齢者虐待が含まれている。
- 2 「障害者虐待防止法」における「障害者虐待」の定義には、特別支援学級教職員による障害者虐待が含まれている。
- 3 「児童虐待防止法」における「児童虐待」の定義には、保育士による児童虐待が含まれている。
- 4 設問に掲げた三法の虐待の定義には、いずれも、いわゆる経済的虐待が含まれている。
- 5 設問に掲げた三法の虐待の定義には、いずれも、いわゆるネグレクト(放置・放任等)が含まれている。

(注) 1 「高齢者虐待防止法」とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。

2 「児童虐待防止法」とは、「児童虐待の防止等に関する法律」のことである。

3 「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。

問題 78 日本国憲法における社会権を具体化する立法の外国人への適用に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 労働基準法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用されることはない。
- 2 労働者災害補償保険法は、就労目的での在留資格を有していない外国人労働者に適用されることはない。
- 3 生活保護法は、就労目的での在留資格で在留する外国人に適用されることはない。
- 4 国民年金法は、永住外国人に適用されることはない。
- 5 国民健康保険法は、永住外国人に適用されることはない。

(注) 「永住外国人」とは、特別永住者及び法務大臣による許可を得た永住資格者(一般永住者)のことである。

問題 79 次のうち、日常生活自立支援事業における日常的金銭管理の根拠を民法上の典型契約に求める場合、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 寄託契約
- 2 委任契約
- 3 請負契約
- 4 雇用契約
- 5 消費貸借契約

問題 80 国家賠償法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 公立の福祉施設の職員の過失により加えられた利用者への損害に対して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 2 公務員の違法な公権力行使により損害を被った者は、国家賠償責任に加えて、公務員個人の民法上の不法行為責任も問うことができる。
- 3 公務員が適切に公権力を行使しなかったことによる損害に対して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 4 公務員が家族旅行に行った先で、誤って器物を損壊したことに對して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。
- 5 非番の警察官が制服を着用して行った行為による損害に対して、国家賠償法に基づく損害賠償請求はできない。

問題 81 保佐及び補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保佐及び補助における判断能力の判定に際して、いずれも原則として医師等の専門家による鑑定が必要である。
- 2 保佐開始及び補助開始の申立てにおいては、いずれの場合も本人の同意が必要である。
- 3 保佐開始又は補助開始後、保佐人又は補助人はいずれも被保佐人又は被補助人がした日用品の購入など日常生活に関する行為の取消しを行うことができる。
- 4 保佐開始後、被保佐人が保佐人の同意を得ずに高額の借金をした場合、被保佐人及び保佐人いずれからも取り消すことができる。
- 5 補助人に同意権を付与するには、被補助人の同意は不要である。

問題 82 次のうち、成年後見登記事項証明書の交付事務を取り扱う組織として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法務局
- 2 家庭裁判所
- 3 都道府県
- 4 市町村
- 5 日本司法支援センター(法テラス)

問題 83 事例を読んで、関係当事者の民事責任の説明に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

V社会福祉法人が設置したグループホーム内で、利用者Lが他の利用者Mを突き飛ばしてケガを負わせた。ホームの職員Aは、Lに腹を立て、事実関係も確認せず、その場にLを長時間正座させ、他の利用者らの前でLを叱り続けた。これが原因で、Lは体調を大きく崩して、長期の入院加療を余儀なくされた。

- 1 Lが認知症であれば民法713条が定める責任無能力者として免責されることになるので、LのMに対する不法行為責任は成立しない。
- 2 LのMに対する不法行為責任が認容される場合には、Vに民法714条の法定監督義務者責任を理由とする不法行為責任は成立しない。
- 3 LがAに不法行為責任に基づく損害賠償請求をする場合に、Vに民法715条の使用人責任に基づく損害賠償請求を併せて行うことはできない。
- 4 LがVに債務不履行責任に基づく損害賠償請求をする場合に、Vに民法715条の使用人責任に基づく損害賠償請求を併せて行うことはできない。
- 5 VがAの使用人責任に基づきLに損害賠償を支払った場合でも、VがAに求償することはできない。